

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・公有水面埋立ての竣功認可（3件）	漁 港 漁 場 課
・保安林の指定の予定	林 政 課
◎ 公 告	
・契約者等	医 療 政 策 課
・県営土地改良事業の工事の完了	農 村 整 備 課
・都市計画の図書の縦覧（2件）	都 市 政 策 課
◎ 人事委員会公告	
・長崎県職員採用試験（大学卒業程度：A試験）の実施	人事委員会事務局
・警察官Ⅰ類（男性）A採用試験の実施	//
・長崎県警察官Ⅰ類（女性）A採用試験の実施	//
◎ 労働委員会告示	
・あっせん員候補者の公示	労働委員会事務局

告 示

長崎県告示第230号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和7年4月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 埋立ての竣功認可年月日 令和7年4月15日
- 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
名 称 長崎県
所 在 地 長崎県長崎市尾上町3番1号
代表者氏名 長崎県知事 大石 賢吾
代表者住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 埋立ての区域
(1) 位 置 長崎市京泊三丁目1589番3の地先
(2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
(3) 面 積 4,551.53平方メートル
- 埋立地の用途
漁港施設用地
- 埋立免許年月日及び番号

平成26年7月22日付け長崎県指令25漁港許第3号

6 閲覧場所

長崎県長崎市魚の町4番1号 長崎市役所

長崎県告示第231号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和7年4月15日

長崎県知事 大石 賢吾

1 埋立ての竣功認可年月日 令和7年4月15日

2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名

名 称 長崎県

所 在 地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者氏名 長崎県知事 大石 賢吾

代表者住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

3 埋立ての区域

(1) 位 置 長崎市京泊三丁目1589番地3の地先

(2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）

(3) 面 積 4,471.77平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 埋立免許年月日及び番号

平成28年1月4日付け長崎県指令27漁港許第1号

6 閲覧場所

長崎県長崎市魚の町4番1号 長崎市役所

長崎県告示第232号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和7年4月15日

長崎県知事 大石 賢吾

1 埋立ての竣功認可年月日 令和7年4月15日

2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名

名 称 五島市

所 在 地 長崎県五島市福江町1番1号

代表者氏名 五島市長 出口 太

代表者住所 長崎県五島市福江町1番1号

3 埋立ての区域

(1) 位 置 長崎県五島市富江町土取字椀嶋798番3地先

(2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）

(3) 面 積 109.72平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 埋立免許年月日及び番号

令和6年1月9日付け長崎県指令5漁港許第2号

6 閲覧場所

長崎県五島市福江町1番1号 五島市役所

長崎県告示第233号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和7年4月15日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林予定森林の所在場所

南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字築地56の1（次の図に示す部分に限る。）、57の1から57の3まで、58の1から58の5まで、75の9、75の10、75の20、75の22から75の24まで、75の31、75の33、75の36から75の39まで、75の46

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字築地56の1・57の1・57の3・58の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

契約者等（公示）

随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和7年4月15日

長崎県知事 大石 賢吾

1 随意契約に係る特定役務の名称

長崎県ドクターヘリ（2機目）運航業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県福祉保健部医療政策課

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年3月27日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

学校法人ヒラタ学園 理事長 平田 勇

大阪府堺市西区鳳西町3丁712番地1

5 随意契約に係る契約金額

382,637,752円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に該当するため。

県営土地改良事業の工事の完了（公告）

次の県営土地改良事業は、工事を完了した。

令和7年4月15日

長崎県知事 大石 賢吾

地区名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
佐々	農村地域防災減災事業（ため池整備事業）	平成30年10月9日	令和5年7月26日

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類及び名称
大村都市計画公園（4・4・2号 森園公園）（大村市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県県央振興局

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月15日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類及び名称
大村都市計画教育文化施設（大村市民プール）（大村市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県県央振興局

人事委員会公告

長崎県職員採用試験（大学卒業程度：A試験）の実施（公告）

令和7年度長崎県職員採用試験（大学卒業程度：A試験）の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和7年4月15日

長崎県人事委員会
委員長 水上 正博

- 1 試験職種及び職務内容

試験職種	職務内容
行政 A	知事部局（本庁及び地方機関）、議会事務局または各種委員会事務局等における一般行政事務
交通局事務 A	交通局本局または各営業所における企画、庶務、経理、運行計画、広告宣伝、営業等の事務
教育事務 A	教育委員会事務局、地方機関（県立図書館等）、県立高校（県立中含む）、県立特別支援学校及び市町立小中学校における企画、庶務、経理等の事務
警察事務 A	警察本部または各警察署における庶務、経理等の事務
水産 A 農業 A 畜産 A 林業 A 農業土木 A	知事部局（本庁及び地方機関）におけるそれぞれの専門的知識を活かした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務

土 木 A 建 築 A 機 械 設 備 A 環 境 科 学 A 電 気 A	
管理栄養士 A	知事部局（本庁及び地方機関）における専門的知識を活かした企画、調査、指導、監督、研究等の業務
社 会 福 祉 A	知事部局（本庁及び地方機関）における専門的知識を活かした企画、調査、指導、相談等の業務

2 給与

令和7年4月1日現在の初任給月額が220,000円（管理栄養士は227,400円）で、このほか住居手当、通勤手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて決定されるほか、人事委員会勧告に基づき改定されることがある。（※交通局事務は、交通局の給与体系に基づき支給される。）

3 受験資格

次の(1)又は(2)を満たす者で、その他の各号に該当する者

- (1) 平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者〔学歴不問〕
- (2) 平成16年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者または令和8年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
- (3) 日本国籍を有する者（「機械設備A」「電気A」「管理栄養士A」を除く。）
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者
- (5) 次表の左欄に掲げる試験職種については、右欄に掲げる免許又は資格を有する者

試験職種	免許・資格
管理栄養士 A	管理栄養士の免許取得者又は令和8年3月31日までに行われる管理栄養士国家試験により免許取得見込みの者
社 会 福 祉 A	社会福祉主事の任用資格を有する者又は令和8年3月31日までに同資格を取得見込みの者

4 第1次試験

- (1) 試験種目
教養試験及び専門試験（いずれも五肢択一式）
- (2) 試験の実施日
令和7年6月15日（日）
- (3) 試験地
長崎市、東京都及び大阪府
- (4) 第1次試験合格者発表
令和7年6月30日（月）に、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者、不合格者ともに申込専用サイトのマイページにて結果を通知する。

5 第2次試験

- (1) 試験種目
人物試験（グループワーク及び個別面接）、論文試験又は専門論述試験、適性検査
なお、論文試験又は専門論述試験を実施する試験職種は、次表のとおりとする。

試験種目	試 験 職 種
論 文 試 験	行政A、交通局事務A、教育事務A、警察事務A
専門論述試験	水産A、農業A、畜産A、林業A、農業土木A、土木A、建築A、機械設備A、環境科学A、電気A、管理栄養士A、社会福祉A

- (2) 試験の実施日及び試験場所
第1次試験の合格者に別途通知する。

6 最終合格発表

令和7年8月下旬に、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者、不合格者ともに申込専用サイトのマイページにて結果を通知する。

7 採用候補者名簿及び採用方法

- (1) 人事委員会は試験職種ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。
- (2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。
- (3) 「3 受験資格」における(2)に該当する「卒業見込みの者」にあつては、令和8年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失う。

8 受験手続

(1) 試験案内の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所及び大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所並びに長崎駅前・大村の各バスターミナルで入手する。

イ 長崎県人事委員会のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、長崎県ホームページ内の「長崎県職員採用試験情報」ページにある「申込手続方法」欄から「申込専用サイト（外部リンク）」へ接続し、所要事項を入力し、データを送信すること。

ただし、令和7年4月に実施の長崎県職員採用試験（大学卒業程度：B試験）に申込みを行った者は、本試験のほか6月に実施予定の長崎県職員採用選考試験（大学卒業程度：社会人経験者（一般／U・Iターソン））の全試験職種に申込みができないため注意すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

受付期間は令和7年5月1日（木）から5月16日（金）までとし、受付時間は5月16日（金）24時までとする。

9 拡大文字による試験等

試験職種「行政A」、「交通局事務A」、「教育事務A」、「警察事務A」については、拡大文字による受験ができる。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。

10 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

電話 095-894-3542（直通）
095-824-1111（代表） 内線 3542

警察官Ⅰ類（男性）A採用試験の実施（公告）

令和7年度警察官Ⅰ類（男性）A採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和7年4月15日

長崎県人事委員会
委員長 水上 正博

1 対象となる職

長崎県、警視庁（東京都）、神奈川県及び大阪府にそれぞれ勤務する警察官（巡査）

2 試験職種

一般、サイバー（長崎県のみ）、武道（長崎県のみ）

3 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務

4 給与

初任給は、各都府県の職員に関する条例、規則等に基づいて支給される。令和7年4月1日現在の長崎県の初任給月額が248,800円で、この他住居手当、通勤手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて決定されるほか、人事委員会勧告に基づき改定されることがある。

5 受験資格

試験職種及び都府県ごとの受験資格の要件は、次表のとおりとする。

試験職種	都府県	要件（下記の項目を満たさなければならない。）	
		年齢・性別	学歴
一 般	長崎県	平成7年4月2日以降に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和8年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
	警視庁（東京都）	平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた男性	
	神奈川県	平成2年4月2日以降に生まれた男性	
	大阪府	平成4年4月2日から平成20年4月1日	
サイバー	長崎県	次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たす男性 (1) 平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者〔学歴不問〕 (2) 平成16年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和8年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）	
武 道			

ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は、この試験を受験できない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

試験職種ごとの試験種目は、次表のとおりとする。なお、試験職種「武道」の選択試験については、柔道または剣道のいずれかを選択して受験する。

試験職種	試 験 種 目
一 般	教養試験（五肢択一式）
サイバー	教養試験（五肢択一式）及び選択試験（筆記試験）
武 道	教養試験（五肢択一式）及び選択試験（実技等試験）

(2) 試験の実施日

令和7年7月13日（日）

(3) 試験地

長崎市

(4) 第1次試験合格者発表

令和7年7月25日（金）に、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者、不合格者ともに申込専用サイトのマイページにて結果を通知する。

他都府県志望者については、合格者に書面でそれぞれ通知される。

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、論文試験、身体等検査及び体力試験、適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

8 最終合格発表

長崎県志望者については、令和7年9月中旬に、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者、不合格者ともに申込専用サイトのマイページにて結果を通知する。

他都府県志望者については、受験者に合否が書面でそれぞれ通知される。

9 採用候補者名簿及び採用方法

- (1) 人事委員会は試験職種ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。
- (2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。
- (3) 「5 受験資格」における試験職種「一般」を受験した「卒業見込みの者」、試験職種「サイバー」「武道」を受験した(2)に該当する「卒業見込みの者」にあっては、令和8年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失う。

10 受験手続

(1) 試験案内の入手方法

- ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・沓岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所、大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所及び長崎駅前・大村の各バスターミナル並びに長崎県警察本部・長崎県内各警察署で入手する。
- イ 長崎県人事委員会または長崎県警察本部のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、長崎県ホームページ内の「長崎県職員採用試験情報」ページにある「申込手続方法」欄から「申込専用サイト（外部リンク）」へ接続し、所要事項を入力し、データを送信すること。

ただし、令和7年4月に実施の長崎県警察官Ⅰ類（男性）B採用試験に申込みを行った者は、本試験に申込みができないため、注意すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

受付期間は令和7年5月1日（木）から5月16日（金）までとし、受付時間は5月16日（金）24時までとする。

11 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局または長崎県警察本部警務課に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

電話 095-894-3542（直通）
095-824-1111（代表） 内線 3542

長崎県警察本部警務課

電話 095-820-1504（直通）
095-820-0110（代表） 内線 2651

長崎県警察官Ⅰ類（女性）A採用試験の実施（公告）

令和7年度長崎県警察官Ⅰ類（女性）A採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和7年4月15日

長崎県人事委員会
委員長 水上 正博

1 対象となる職

長崎県に勤務する警察官（巡査）

2 試験職種

一般、サイバー、武道

3 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務

4 給与

令和7年4月1日現在の初任給月額が248,800円で、この他住居手当、通勤手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて決定されるほか、人事委員会勧告に基づき改定されることがある。

5 受験資格

受験資格の要件は、次表のとおりとする。

試験職種	要件（下記の項目を満たさなければならない。）
------	------------------------

	年齢・性別	学歴
一 般	平成7年4月2日以降に生まれた女性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和8年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
サイバー	次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たす女性 (1) 平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者〔学歴不問〕 (2) 平成16年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和8年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）	
武 道		

ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は、この試験を受験できない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

試験職種ごとの試験種目は、次表のとおりとする。なお、試験職種「武道」の選択試験については、柔道または剣道のいずれかを選択して受験する。

試験職種	試 験 種 目
一 般	教養試験（五肢択一式）
サイバー	教養試験（五肢択一式）及び選択試験（筆記試験）
武 道	教養試験（五肢択一式）及び選択試験（実技等試験）

(2) 試験の実施日

令和7年7月13日（日）

(3) 試験地

長崎市

(4) 第1次試験合格者発表

令和7年7月25日（金）に、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者、不合格者ともに申込専用サイトのマイページにて結果を通知する。

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、論文試験、身体等検査及び体力試験、適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

8 最終合格発表

令和7年9月中旬に、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、合格者、不合格者ともに申込専用サイトのマイページにて結果を通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

(1) 人事委員会は試験職種ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

(3) 「5 受験資格」における試験職種「一般」を受験した「卒業見込みの者」、試験職種「サイバー」「武道」を受験した(2)に該当する「卒業見込みの者」にあっては、令和8年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失う。

10 受験手続

(1) 試験案内の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所、大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所及び長崎駅前・大村の各バスターミナル並びに長崎県警察本部・長崎県内各警察署で入手する。

イ 長崎県人事委員会または長崎県警察本部のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、長崎県ホームページ内の「長崎県職員採用試験情報」ページにある「申込手続方法」欄から「申込専用サイト（外部リンク）」へ接続し、所要事項を入力し、データを送信すること。

ただし、令和7年4月に実施の長崎県警察官Ⅰ類（女性）B採用試験に申込みを行った者は、本試験に申込みができないため、注意すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

受付期間は令和7年5月1日（木）から5月16日（金）までとし、受付時間は5月16日（金）24時までとする。

11 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局または長崎県警察本部警務課に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

電話 095-894-3542（直通）
095-824-1111（代表） 内線 3542

長崎県警察本部警務課

電話 095-820-1504（直通）
095-820-0110（代表） 内線 2651

労働委員会告示

長崎県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

令和7年4月15日

長崎県労働委員会
会長 國弘 達夫

○長崎県労働委員会あっせん員候補者

氏 名	委嘱年月日	現 職	前 職
國 弘 達 夫	H7.5.8	弁護士 長崎県労働委員会会長	
福 澤 勝 彦	H11.11.5	長崎大学名誉教授 長崎県労働委員会会長代理	
堀 江 憲 二	H15.11.5	弁護士 長崎県労働委員会公益委員	
山 下 肇	H23.11.7	弁護士 長崎県労働委員会公益委員	
矢 野 生 子	H27.11.5	長崎県立大学経営学部教授 長崎県労働委員会公益委員	
宮 崎 辰 弥	H29.11.6	日本労働組合総連合会 長崎県連合会オルガナイザー 長崎県労働委員会労働者委員	
高 藤 義 弘	R1.11.5	日本労働組合総連合会 長崎県連合会会長 長崎県労働委員会労働者委員	

本 田 恵美子	R 1. 11. 5	全日本自治団体労働組合 長崎県本部特別執行委員 長崎県労働委員会労働者委員	
塩 田 淑 文	R 3. 11. 5	三菱重工グループ労働組合連合会 長崎地区本部執行委員長 長崎県労働委員会労働者委員	
菊 永 昌 和	R 5. 11. 6	全日本自治団体労働組合 長崎県本部執行委員長 長崎県労働委員会労働者委員	
川 口 勇一郎	H23. 11. 7	キングタクシー株式会社 代表取締役社長 長崎県労働委員会使用者委員	
永 江 圭 爾	H25. 11. 5	株式会社昭和堂 専務取締役 長崎県労働委員会使用者委員	
岩 根 信 弘	H27. 11. 5	長崎観光貿易株式会社 取締役 長崎県労働委員会使用者委員	
小 野 裕 子	R 3. 11. 5	株式会社日本冷熱 監査役 長崎県労働委員会使用者委員	
峯 下 隆 久	R 5. 11. 6	長崎県経営者協会 専務理事 長崎県労働委員会使用者委員	
小 畑 英 二	R 7. 4. 7	長崎県労働委員会事務局長	
西 平 能 成	R 5. 4. 5	長崎県労働委員会事務局調整審査課長	

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二
二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田
田
宏
リ
ン
ト
弥